

林地開発許可申請の手引

平成27年12月

大分県農林水産部森林保全課

目 次

第 1	林 地 開 発 許 可 制 度	1
第 2	林 地 開 発 許 可 申 請 書 の 作 成 要 領	5
第 3	申 請 様 式	1 1
第 4	林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 規 則 様 式	3 0
第 5	林 地 開 発 許 可 基 準	4 3
第 6	参 考 資 料	6 1

※上記第5のうち、林地開発許可審査要領については、令和2年4月に一部改正していますので、別途、県HPで確認をお願いします。

第1 林地開発許可制度

一般の森林においては、周辺地域に相当の影響を及ぼすような開発が行われれば、本来これらの森林が大なり小なり有している国土の保全、水源かん養、環境の保全等公益的機能を急激に低下させ、もって地域住民の生活に重大な支障を及ぼすことともなるので、このような、事態の発生を防止するため、森林所有者が開発行為に際して社会通念上遵守すべき事項を示し、森林の適切な利用を確保するために設けられた許可制度です。

1 許可の対象となる森林（森林法第10条の2）

森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の森林です。

ただし、森林法第25条、同法第25条の2及び同法第41条に基づく保安林並びに保安施設地区及び海岸法第3条に基づく海岸保全区域内の森林は除きます。

2 許可の対象となる開発行為（森林法第10条の2）

許可の対象となる開発行為は、上記1に規定する森林において土石又は樹根の掘削、開墾その他の形質を変更する行為です。具体的に例示すれば、次のとおりです。

- ① 工場・事業場の設置・・・霊園地の造成等を含みます。
- ② 住宅団地の造成
- ③ 別荘地の造成・・・保養等非日常的な用に供する家屋を集团的に設置する
- ④ ゴルフ場の造成
- ⑤ レジャー施設の設置・・・体験娯楽施設、その他の観光、保養等の用に供する施設
- ⑥ 宿泊施設の設置・・・専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設等
- ⑦ 農用地の造成
- ⑧ 土石等の採掘
- ⑨ 道路の新設又は改築
- ⑩ その他

3 許可の対象となる開発行為の規模（森林法施行令第2条の3）

許可の対象となる開発行為の規模は、次のとおりです。

- ① 道路だけの場合は、車道幅員が3メートルを超え、かつ、開発行為に係る森林面積が1ヘクタールを超えるもの。

面積は、路面だけでなく法面等、実際に土地の形質を変更する面積を含みます。

また、改良等の場合は、既設部分を除く、新設部分の面積を対象とする。

- ② 開発行為に係る森林の面積が1ヘクタールを超えるもの。

人格・時期・実施箇所の相違にかかわらず一体性を有する規模が、1ヘクタールを超えるもの。

また、道路を含む場合は、車道幅員が3メートル以下であっても面積を含めます。

4 林地開発許可制度における区域区分

本制度で使用する区域は、次の3種に区分してください。

① 開発行為に係る事業区域 (C)

開発行為を行う区域で、林地、農地、その他の土地等を含む全域

※ 下図において $C = D + B_1 + B_2 + B_3$

② 開発行為をしようとする森林区域 (D)

①の事業区域内で、地域森林計画対象森林の区域で残置森林も含まれます。

※ 下図において $D = A_1 + A_2 + A_3$

③ 開発行為に係る森林の土地の区域 (E)

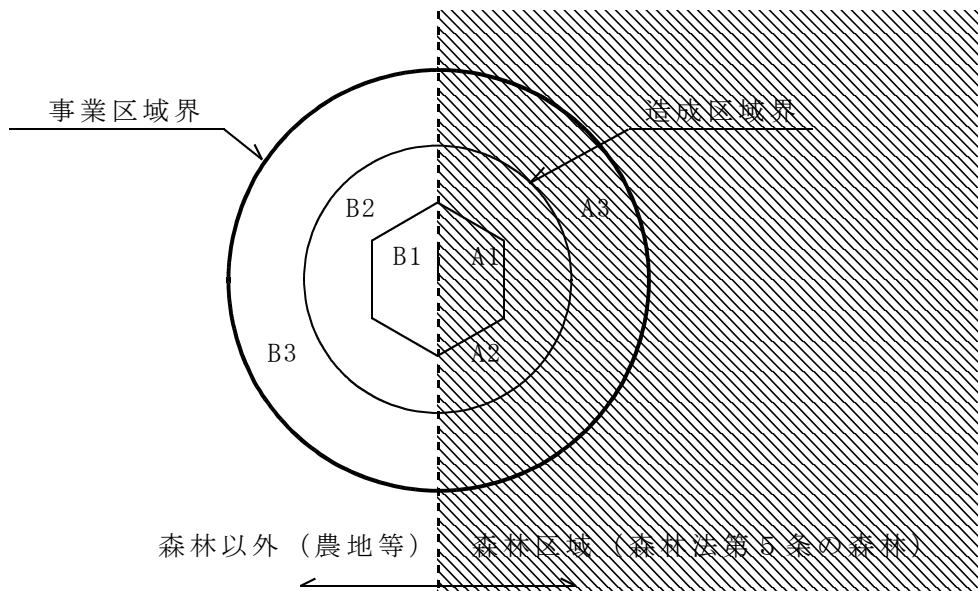
②に規定する森林区域内で、土地の形質を変更する区域で、一時利用も含まれます。

※ 下図において $E = A_1 + A_2$

④ 森林率 (F)

残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

※ 下図において $F = (A_2 + A_3) / D$



森林以外の区域		森林区域	
造成地	B ₁	造成地	A ₁
造成緑地	B ₂	造成緑地	A ₂
残地	B ₃	残置森林	A ₃

上図において、 $A_1 + A_2$ が1.0ヘクタールを超えるものが林地開発許可の対象となります。

5 許可申請の手続き

本制度に係る申請及び届出書等は、開発の対象となる森林の区域を主として所管する振興局を経由し知事に提出してください。

申請及び届出書等の提出部数は2部とし、開発対象区域が2以上の振興局の所管区域にわたる場合は、関係する振興局が増すごとに一部増冊してください。

具体的には別添林地開発許可制度の体系図を参照してください。

6 開発行為の計画変更

許可後、開発計画を変更する場合は、下記により事前に変更の手続きをとること。

- ① 開発の目的を変更する場合。
- ② 防災施設等の著しい変更、新設を必要とする場合。
- ③ 開発行為をしようとする森林の区域において、開発行為に係る森林の土地の面積に、1ヘクタール以上増加する場合。
- ④ その他知事が特に必要と認める場合。

以上の4項に該当しない場合でも、申請と完成が相違する場合は、工事完了届出書に、申請時の林地開発計画書以下の書類に変更した項目の数値を朱書し提出することとしてください。

7 森林審議会

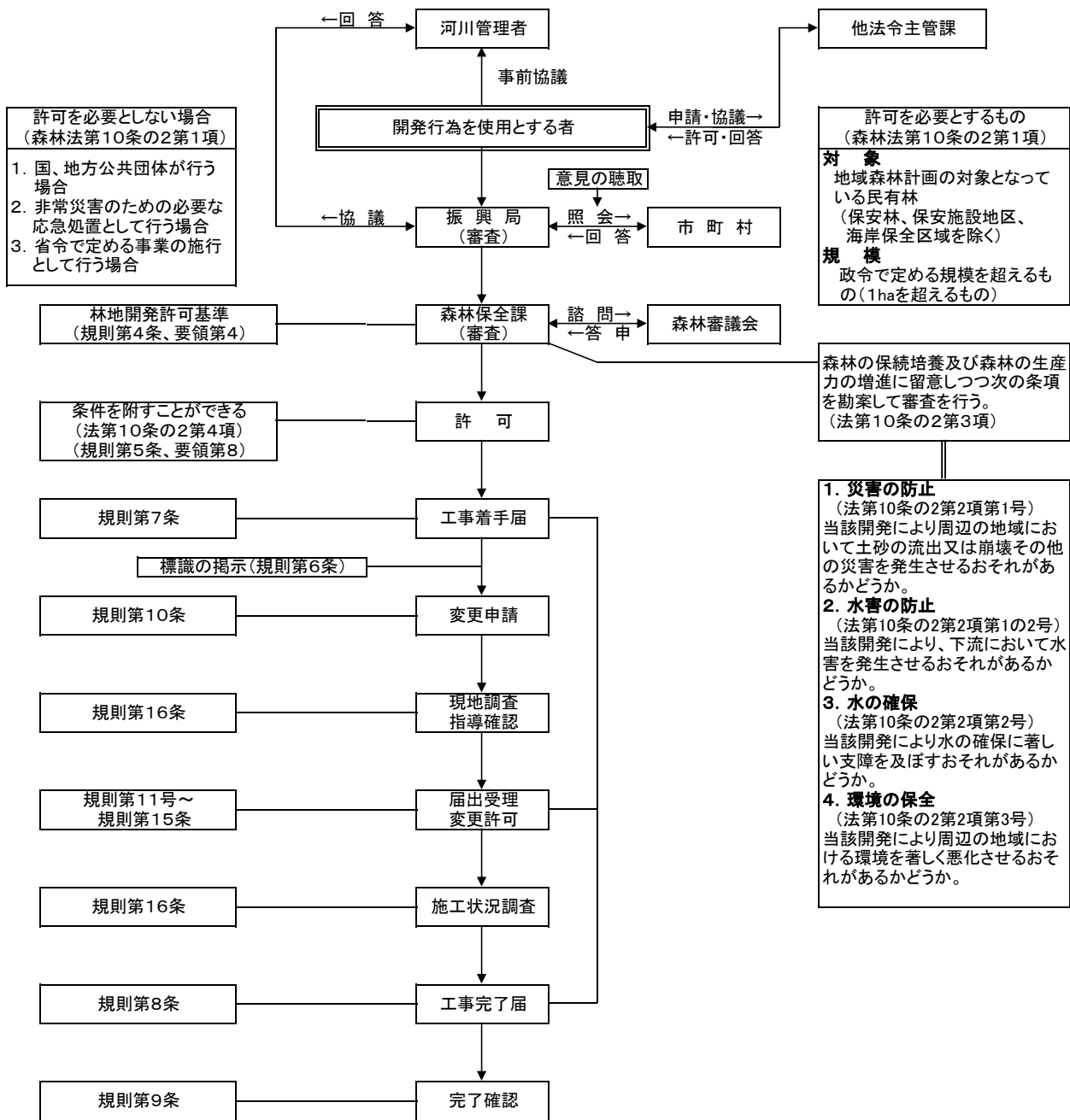
林地開発許可制度は、許可に際し、下記事項の諮問基準に該当する場合について知事は学識経験者等で構成された大分県森林審議会の意見を聞くこととなっています。

1 諮問基準

- ① 開発行為に係る森林の土地の面積が、10ヘクタール以上の開発行為
- ② その他特に必要と認められる開発行為。

これに該当する場合は、森林審議会開催のため、通常の手続きよりも時間を要することとなりますので、十分な余裕を見込んで申請書等を提出してください。

林地開発許可制度の体系図



注:①開発行為の予定地に他法令による制限がある場合は、同時に許可を受けるか又は、事前に許可を受けておくようしてください。
②「規則」は、大分県林地開発許可制度実施規則、「要領」は、林地開発許可制度実施要領の略。

第2 林地開発許可申請書の作成要領

林地開発許可申請書は、大分県林地開発許可制度実施規則（昭和50年大分県規則第25号）、大分県林地開発許可審査要領（平成27年大分県告示第696号）及び治山技術基準を遵守のうえ、以下に従い作成してください。

作成要領及び編成順序

順序	図 書 名	作成要領		摘 要
1	林地開発許可申請書	(1) 申請者住所氏名 (2) 開発行為に係る森林の所在場所 (3) 開発行為に係る森林の土地の面積 (4) 開発行為の目的 (5) 工 期 (6) 備 考	(1) 法人登記簿又は、住民票の記載内容と合致させること。 (2) 代表地番外〇〇筆と記載 (3) haを単位とし少数第4位止 (4) 第1の2の例示に区分し、下段に（ ）書きで、具体的名称を記載する。 (5) 今期計画に係る着手及び完了予定年月日を記載する。 (6) 他法令に係る許認可の状況を記載する。	森林法規則 第2条関係
2	目 次	この作成要領の順序に従って図書をそろえ目次を作成する		
3	位 置 図 5万分の1以上の縮尺	(1) 今期、全体の開発区域	(1) 事業区域を表示し、今期計画を赤実線、全体計画を赤点線で表示する。	
4	区 域 図 5千分の1以上の縮尺	(1) 方 位 (2) 今期、全体の開発区域 (3) 市町・大字・字・地番界 (4) 開発行為に係る森林の土地の区域 (5) 残置する森林の区域 (6) 保安林の区域 (7) 森林以外の土地の区域	(2) 位置図の項参照 (3) 事業区域について表示する (4)～(7) 色分けし、凡例をつける	
5	公 図 (法務局保存の字図写し)	(1) 今期、全体の開発区域及び隣接地	(1) 位置図の項参照 地目別に色分けする。	

順序	図 書 名	作 成 要 領		摘 要
6	現 況 写 真	全景及び部分とする	サービスサイズ以上のカラー	
7	林地開発計画書	(1) 事業の概要 (2) 用地選定理由 (3) 開発面積 (4) 資金計画 (5) 防災計画 (6) 水の確保に関する計画 (7) 環境の保全計画 (8) 一時利用計画	(1) 事業の概要及び完了後の取扱について簡潔に記載する (2) 用地を選定した理由を簡潔に記載する (3) 今期、全体計画について各区域区分毎に(3)付属様式-1から転記する (4) 今期、全体計画について各区域区分毎に(3)付属様式-1から転記する (5) 防災計画を策定、設計するにあたり、その考え方、根拠とした資料等について簡潔に記載する (6) 開発区域及びその周辺を含んだ地域での水利用等を実態開発後の対応方針を簡潔に記載する (7) 排水等の汚濁防止等環境の保全に関して配慮した事項等について簡潔に記載する (8) 仮設等一時利用に係る計画及び復旧計画について簡潔に記載する	実施要領 第1号様式
8	開発行為に係る事業区域の用途別面積	(1) 用途別面積	(1) 開発前の地目の土地を開発後の用途別に出来るだけ細区分し記載する。	実施要領 (3)付属様式 -1
9	開発行為をしようとする森林等の所在場所	(1) 所在場所	(1) 地域森林計画対象森林とそれ以外の土地について記載する	実施要領 (3)付属様式 -2
10	資金計画	(1) 期別資金計画	(1) 事業簿期別計画、全体計画に基づき作成する。	実施要領 (4)付属様式 -1

順序	図 書 名	作 成 要 領		摘 要
1 1	防 災 計 画		④ 施工中、施工後の流出土砂についての貯留計画に使用する流出基準について記載する また、流出土砂貯留計画を記載する	
1 2	水の確保に関する計画	(1) 開発区域における水需給の状況	(1) 開発地域の各種用水等の取水状況及び代替水源の確保の必要がある場合に記載する	実施要領 参考様式-7
1 3	環境保全計画	(1) 水質汚濁防止計画 (2) 大気汚染防止計画 (3) 騒音防止計画	(1) 排水放流に伴う水質の汚濁防止計画について記載する。 (2) 粉じん・臭気等の発生に伴う大気汚染の防止計画について記載する。 (3) 騒音の発生に伴う防止計画について記載する。	実施要領 参考様式-7
1 4	開発行為をしようとする森林の権利関係に関する書類。	(1) 登記事項証明書 (全部事項証明書) (2) 土地売買契約書 (3) 開発行為施行同意書 (森林所有者) (4) 開発行為施行同意書 (所有権以外) (5) 印鑑証明	(1) 森林の区域の土地全てについて添付する。 (2) 買収完了地で登記未了のものについて添付する。 (3) 売買、賃貸契約の未了地及び賃貸借契約書に使用目的が明示されていない場合に添付する。 (4) 所有権以外の権利とは、地上権、地役権、賃借権、抵当権等をいい、関係権利がある場合は同意を得ること。 (3)、(4)の同意書について添付すること。	森林法規則 第2条関係
1 5	境界確認書	事業計画区域の境界についての確認書の写しを添付する なお、印鑑証明等がある場合も写しで可。 注：用地買収、登記承諾書作成時のものの写しでも可		任 意

順序	図 書 名	作 成 要 領		摘 要
20	(3) 利用計画図No1 (1/5,000 を標準とする)	① 方 位 ② 開 発 区 域 ③ 造成計画及び設置施設の位置 ④ 一時利用箇所的位置 ⑤ 残置又は造成する森林及び緑地の位置	① --- ② 位置図の項を参照 ③～⑤ 利用目的毎に色分けし、凡例を添付のこと。	
	(4) 利用計画図No2 (1/5,000 を標準とする)	土石の採掘及び線的な開発については添付を要しない。		
		① 方 位 ② 開 発 区 域 ③ 切土、盛土、捨土及び法面の施行位置	① --- ② 位置図の項を参照 ③ 色分けし、凡例を添付する ・切 土・・・黄 色 ・盛 土・・・桃 色 ・捨 土・・・茶 色	
	(5) 法面保護工図 (1/200 を標準とする)	標準的及び重要な切取・盛土法面についてその保護の方法を表示する。		
	(6) 縦・横断面図 (1/200 を標準とする)	原則として土量計算に必要な位置について縦横断面図を作成する。		
	(7) 防災施設平面図 (1/200 を標準とする)	防災施設等（排水施設を含む）について位置及び工種・番号・数量等を表示する。 なお、排水施設については流水方向を矢印で表記し、布設勾配、規格等についても表記する。		
	(8) 防災施設構造図 (1/200 を標準とする)	(7)に表記した各種構造物（排水施設を含む）について詳細図を工種・規格別に作成する。 なお、擁壁・えん堤等にあつては平面・正面・側面図を作成する。		
	(9) 集水区域図	(7)に表記した排水施設等に対応する集水区域を表記する。		
	(10) 建築部構造図	平面・正面・側面図について表記する。		
	(11) 丈 量 図	三斜法により面積を算定する場合において作成する。		

第 3 申 請 書 様 式

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

申請者氏名

印

〔 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定 年 月 日	年 月 日
開発行為の完成予定 年 月 日	年 月 日
備 考	

注意事項

1. 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
2. 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合は、その手続きの状況を記載する

林 地 開 発 計 画 書

(1) 事業の概要					
(2) 用地選定理由					
(3) 開 発 面 積		今 期 計 画	全 体 計 画		
	①開発行為に係る森林の土地の面積				
	②開発行為をしようとする森林の区域の面積				
	③開発行為に係る事業区域の面積				
(4) 資金計画		資 金 総 額	調 達 方 法		
			自 己 資 金	借 入	
	今 期 計 画				
	全 体 計 画				
(5) 防 災 計 画					
(6) 水の確保に関する計画					
(7) 環境の保全計画					
(8) 一時利用計画					

注 意 事 項

1. (1)、(2)については、当該開発計画について、簡潔に記載すること。
2. (3)の①は開発面積、②森林の面積、③農地等を含んだ事業区域面積を記載のこと。
3. (4)については、当該開発計画についての総事業費及び調達方法について記載すること。
4. (5)、(6)、(7)については、開発計画の設計等にあたっての必要項目について記載のこと。
5. (8)については、一時利用後の復旧方法等について記載すること。
6. (3)から(8)の各項目とも、別途根拠資料を添付のこと。

(4) 付属様式-1

1 期別資金計画

科 目		期別区分				計	摘 要
		第 期	第 期	第 期	第 期		
支							
出							
入							

(4) 付属様式－1

2 開発行為者及び工事施工者

	氏名(法人名)	住所(所在地)	担当者	連絡先	備考
開発行為者					
設計者					
工事施工者					

3 林地開発行為施行能力に関する申告

氏名 (名称及び代表者名)		住所 所在地				
法令等 による 登録	建設 宅地建物取引業法 その他			資本金 主たる取引 金融機関		
資産等の状況						
納 税 額	税区分 年度区分	法人税 又は 所得税	事業税	市町村民税	固定資産税	その他
	年度 (前年度)					
	年度 (前々年度)					
職員数	事務職 名、技術職 名、労務職 名、計 人					
過去5年間の 開発行為に 関する実績	事業名(工事名)	場 所	許可番号年月日	事業費	完成年月日	

(注意事項)

1. 主たる取引金融機関の残高証明、各税種別の納税証明を添付すること。
2. 資産の状況欄は、これにかわる営業資本額調書及び収支計算所を添付すれば、記入を要しない。
3. その他各欄ごとの項目にかかわる書類を添付すれば記入を要しない。

(5) 付属様式-1

1 切取盛土計画

区分	種類	勾配	土量	変化率	補正土量	摘要

2 法面計画

区分	法高	小段幅/m毎	土質	勾配	法面保護の方法

3 擁壁計画

区分	構造			安全率		標準断面又は安定計算	摘要
	L(m)	H(m)	V(r)	転倒	滑動		

注意事項

1. 標準断面又は安定計算欄は、使用した方法を記入のこと。なお、標準断面にあつては、図面を安定計算にあつては、計算書を添付する。

4 設計雨量強度

対象施設名	確率年	単位時間	雨量強度	摘要

5 使用した流出係数

森林	草地	耕地	裸地

(5) 付属様式 - 2

1 洪水調整池又は水路の改修計画

① 放流先水路の検討総括表

水路 又は 河川名	検討 地点	集水 面積		平均 流出係数	開発前(1/30) ピーク流量(Q ₀)	開発後(1/30) ピーク流量(Q ₁)	現況 流下能力 (Q)	判定1 (Q/Q ₀)	判定2 (Q/Q ₁)	水害発生 のおそれ の有無	洪水調整池 設置の 必要性	摘要
		開発前	開発後		m ³ /s	m ³ /s						

② 洪水調整池計画

区分	構造			安全率		調節容量			安全率		摘要
	L (m)	H (m)	V (m ³)	転倒	滑動	総調節容量 m ³	有効調節量 m ³	堆砂量 m ³	転倒	滑動	

③ その他防災計画

施設の名称	仕様、規格等	数量	摘要

(5) 参考様式－7

1. 水の確保に関する計画

(1) 開発計画における水需給の状況

用水の種類	需給対象	水利権者	同意の状況	代替水源の必要性	摘要

(2) 代替水源計画

水源の種類	数量	給水(かんがい)能力	摘要

2. 環境保全計画

(1) 水質汚濁防止計画

排水の種類	放流先	管理者	同意の状況	処理施設	摘要

(2) 大気汚染防止計画

排出物の種類	防止施設	摘要

(3) 騒音防止計画

発生施設	防止施設	摘要

開 発 行 為 施 行 同 意 書

1. 開 発 行 為 者

2. 開 発 行 為 の 目 的

上記の開発行為について、次の森林を使用されることについては、異議なく同意します。

開発行為をしようとする森林の所在場所

市町村	大 字	字	地 番	地目及び 権利の種類	同 意			森 林 所 有 者 の 氏 名 住 所	印
					年	月	日		

注 意 事 項

1. 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等について記載のこと。
2. 森林所有者と所有権以外の権利者は別様とすること。

残置森林等及び防災施設の維持管理に関する誓約書

年 月 日

大分県知事

殿

開 発 者 住 所
 氏 名
 森 林 所 有 者 住 所
 氏 名

印

印

次の残置森林等及び防災施設について下記のとおり維持することを誓約します。

1. 開発行為に係る森林の所在場所

2. 開発をしようとする区域及び面積

別図のとおり (ha)

3. 残置森林等の内容

別図のとおり

樹種等	区 分 内 容	森 林		緑 地	
		残 置	造 成	残 置	造 成
	面 積				
	本 数 等				
	成 立 間 隔 等				
	面 積				
	本 数 等				
	成 立 間 隔 等				

4. 防災施設の種類、数量及び位置

別図のとおり

防災施設の種類	規格	単位	数量	備考

記

[例]

(残置森林等の保存)

1. 残置森林等は他の目的には一切転用しません。

(残置森林等の維持管理)

2. 残置森林等の維持管理は、災害の防止、水源かん養及び環境の保全等森林及び緑地の多角的公用の増進に努めるとともに、残置・造成森林のうち ha (別図のとおり) を保安林に指定します。

(地域森林計画の遵守)

3. 残置・造成森林は、地域森林計画に即して施業を行います。

(改植、補植及び再造林の実施)

4. 残置森林のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽するとともに、残置・造成森林において災害等で被害を受け、健全な成育ができなくなった場合には、ただちに再造林を行います。

(保育の実施)

5. 造成森林・緑地については、活着するまでの間、散水等の措置を講じ、残置森林等については、下刈、つる切り、枝打ち、除伐、間伐、病虫害の防除等必要に応じて適切な保育作業を行います。

(立木の伐採)

6. 残置森林等の立木を伐採する場合は、森林法第10条の8の規定により、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。

(防災施設の維持管理)

7. 防災施設の維持管理については、責任をもって日常の巡視を行うとともに災害等が

発生しないよう機能維持に留意し、破損したときは速やかに修復し当初の安全度を確保します。

(誓約書の承継)

8. 残置森林の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

(別荘地等の分譲販売)

9. 分譲区画販売を行うときは、売買契約書に次の項目を付します。

- (1) 分譲区画内の土地の形質変更は30%以内にとどめるものとし、当該形質変更により周辺の地域において土砂の流出、崩壊又はいっ水その他の災害が発生することのないよう、切土、盛土、捨土の工法、法面崩壊防止措置及び排水施設とその流末処理等十分安全なものとし、善良な管理を行うこと。
- (2) 分譲区画内に70%以上の緑地を確保すること。

(注意事項)

1. その他森林の機能の維持に必要な事項を事案に即して明記するものとする。
2. 大分県林地開発許可制度実施規則第4条第1号のヌの「善良に維持管理されることが明らかであること」とは、申請者が権限を有していることを原則とする。

参考様式-5

排水施設計算表

水路 番号	集水面積 (ha)	追加 面積 (ha)	集水域の利用区分				雨水流 出量 (Q1=m3/sec)	排水施設流量 (Q2=m3/sec)		備 考	
			林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)	裸地 (ha)		$a * V (= 1/n * R^{(2/3)} * I^{(1/2)})$			
							$1/360 * f * r * A$	管直径(m) 台形(m) 高さ	a= p= V= Q2=	m2 m m/sec m3/sec	安全率 ()
							ha mm/hr Q1=	n= R=a/p= I=%= I^(1/2)=	1/n= R^(2/3)= %		
							ha mm/hr Q1=	管直径(m) 台形(m) 高さ	a= p= V= Q2=	m2 m m/sec m3/sec	安全率 ()
							ha mm/hr Q1=	n= R=a/p= I=%= I^(1/2)=	1/n= R^(2/3)= %		
							ha mm/hr Q1=	管直径(m) 台形(m) 高さ	a= p= V= Q2=	m2 m m/sec m3/sec	安全率 ()
							ha mm/hr Q1=	n= R=a/p= I=%= I^(1/2)=	1/n= R^(2/3)= %		
							ha mm/hr Q1=	管直径(m) 台形(m) 高さ	a= p= V= Q2=	m2 m m/sec m3/sec	安全率 ()

第 4 林地開発許可制度実施規則様式

林 地 開 発 許 可 書

指 令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請の林地開発行為については、森林法第10条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

大分県知事

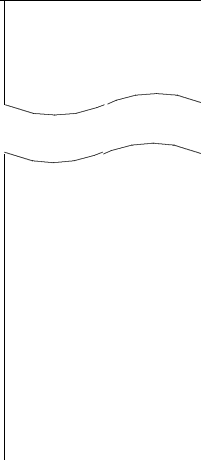
印

- 1 開発地区の所在場所
- 2 開発地区の面積
- 3 開発行為の目的

許 可 条 件

次に定める条件に違反した場合は、この許可を取り消すことがあります。

- (1)
- (2)
- (3)

90センチメートル以上		60センチメートル 以上	
林地開発許可済			
許可年月日・番号	年 月 日大分県指令 第 号		
許可を 受けた者	住 所 氏 名		
工 事	住 所		
	氏 名		
施 行 者	現場管理者		
開発地区の所在場所			
開発地区の面積 ()			
開発行為の目的			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
			120センチメートル 以上

備考 1 材質は、木版又はトタン板とし、表面は白地とすること。
2 開発地区の面積の括弧欄に開発区域を記入すること。

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称
及び代表者の氏名] 印

開発行為に関する工事に着手したので、大分県林地開発許可制度実施規則第7条の規定により届け出ます。

開発許可年月日・番号		
開発地区の所在場所		
開発地区の面積		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日		年 月 日
工事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	電話
現 場 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	電話

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名

法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 } 印

開発行為（ 年 月 日大分県指令 第 号）に関する工事が
完了したので、大分県林地開発許可制度実施規則第8条の規定により届け出ます。

開 発 地 区 の 所 在 場 所		
開 発 地 区 の 面 積		
開 発 行 為 の 目 的		
工 事 完 了 年 月 日		
工 事 施 工 者	住 所	年 月 日
	氏 名	

林地開発変更許可申請書

年 月 日

知事 殿

届出者

住 所 〔法人にあっては、名称〕
氏 名 〔及び代表者の氏名〕 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので、申請します。

許可年月日 及び許可番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
変更事項	
変更理由	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称
及び代表者の氏名] 印

年 月 日付け指令 第 号で許可された開発行為に起因する災害が発生したので、大分県林地開発許可制度実施規則第 1 1 条の規定により届け出ます。

災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 区 域	
被 災 の 状 況	
復 旧 の 方 法	
復旧完了予定年月日	年 月 日

災害復旧報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕 印

年 月 日付けで届け出た災害に係る復旧を完了したので、大分県
林地開発許可制度実施規則第11条の規定により報告します。

災害発生年月日	年 月 日
災 害 の 内 容	
災害発生の原因	
復 旧 の 内 容	
復旧完了年月日	年 月 日

林地開発行為^{中止}届出書_{廃止}

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名 印

年 月 日付け大分県指令 第 号で許可された林地開発
中止
行為を したいので、次のとおり届け出ます。
廃止

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の中止 又は廃止の年月日	年 月 日
開発行為の中止 又は廃止の理由	
開発行為の 施行状況	
開発行為の中止 又は廃止に伴う 開発行為に係る 区域の防災等の措置	

林地開発行為再開届出書

年 月 日

知事 殿

届出者

住 所 [法人にあつては、名称]
氏 名 [及び代表者の氏名] 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を再開したいので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
中 止 年 月 日	年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日
再 開 の 理 由	

備考 この様式は、九州各県（沖縄を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称] 印
及び代表者の氏名

森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可の地位を承継したので、大分県
林地開発許可制度実施規則第13条の規定により届け出ます。

許可を受けた者 の住所及び氏名	住 所 氏 名	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
開 発 行 為 の 目 的		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 大分県指令 第 号
承 継 の 理 由		
承 継 年 月 日		年 月 日

林 地 開 発 行 為 工 期 遅 延 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称] 印
[及び代表者の氏名]

年 月 日付け大分県指令 第 号で許可された開発行為
の工期を遅延したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第 1 4 条の規定によ
り届け出ます。

開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の所在場所	
進 捗 率	
遅 延 期 間	
遅 延 理 由	

開 発 者 住 所 異 動 届 出 書
年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称] 印
[及び代表者の氏名]

年 月 日付け 指令 第 号で許可された開発行為について、
次のとおり住所に異動が生じたので、大分県林地開発許可制度実施規則第15条の
氏名
規定により届け出ます。

開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の所在場所	
新 住 所 氏 名	
旧 住 所 氏 名	
そ の 他	

第5 林地開発許可基準

森林のもつ公益的機能の維持増進を図るため、森林の土地の適切な利用を確保するため、許可制度を導入し、地域森林計画対象森林において許可制度が導入されたものです。

I. 許可の要件

森林法第10条の2第2、3項に次のように規定されている。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
 - 一 **災害の防止の機能**からみて、当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 **水害の防止の機能**からみて、水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 **水源のかん養の機能**からみて、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 **環境の保全の機能**からみて、環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

II. 許可の具体的技術基準

知事は、法第10条の2第1項の許可に係る申請に関し、同条第2項各号に規定する事項に該当しないかどうかの審査をするときの基準を**大分県林地開発許可制度実施規則**(昭和50年大分県規則第25号)第4条に規定し、その運用について**大分県林地開発許可審査要領**(平成27年大分県告示第696号)を定めている。

項 目	林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 規 則
一 一般的事項	<p>イ 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。</p> <p>ロ 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p>ハ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。</p> <p>ニ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。</p> <p>ホ 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること。)が明らかであること。</p> <p>ヘ 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。</p> <p>ト 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。</p> <p>チ 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p> <p>リ 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p> <p>ヌ 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。</p>

林地開発許可審査要領

～令和2年4月に一部改正していますので、別途、県HPで確認をお願いします。

項 目	林 地 開 発 許 可 審 査 要 領
<p>審査に当たっての留意事項等</p> <p>第3条第1項</p> <p>一般的事項 第4条</p>	<p>法第10条の2第2項各号に規定する森林の機能を、同条第3項の規定に基づき判断する場合は、森林の持つ公益的機能が、森林資源の整備充実を通じて、より高度に発揮されることになることに留意するものとする。</p> <p>1 規則第4条第1号ロに規定する「相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の同意を得ており、その他の者についても同意を得ることが明らかであることをいう。</p> <p>2 規則第4条第1号トに規定する「現状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することのほか、造林の実施等を含め従前の効用を回復することが明らかであることをいう。</p>
<p>審査に当たっての留意事項等</p> <p>第3条第2項</p> <p>一般的事項 第4条</p>	<p>次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を確認すること等により審査するものとする。</p> <p>1 規則第4条第1号チに規定する周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること 開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないよう配置されていること。</p> <p>2 規則第4条第1号リに規定する周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること 開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者と関係市町村又は自治会、町内会等の地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体との環境の保全に関する協定の締結等により地域住民との合意形成がなされていること。</p> <p>3 規則第4条第1号ヌに規定する「善良に維持管理されることが明らかであること」とは、残置し、又は造成する森林又は緑地について申請者が権原を有していることを原則とし、許可権者との間で森林又は緑地の維持管理につき協定を締結する等将来にわたり保全されることが明らかであることをいう。</p>

項 目	林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 規 則
<p>二 法第10条の2第2項第1号の災害の防止の機能に関する事項</p>	<p>イ 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。</p> <p>ロ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p> <p>ハ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配がロの規定に適合しない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p>

項 目	林 地 開 発 許 可 審 査 要 領
<p>災害の防止に関する事項</p> <p>第5条</p>	<p>1 規則第4条第2号ロに適合するか否かの審査は、次に掲げる事項によるものとする。</p> <p>イ 工法等は、次によるものであること。</p> <p>(1) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。</p> <p>(2) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。</p> <p>(3) 土石の落下による下方斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。</p> <p>(4) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。</p> <p>ロ 切土は、次によるものであること。</p> <p>(1) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。</p> <p>(2) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。</p> <p>ハ 盛土は、次によるものであること。</p> <p>(1) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。</p> <p>(2) 盛土高が5メートルを超える場合は、原則として5メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 盛土が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられていること。</p> <p>ニ 捨土は、次によるものであること。</p> <p>(1) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。</p> <p>(2) 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。</p> <p>2 規則第4条第2号ハに規定する「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、開発区域が住宅又は公共施設に近接し、かつ、次のイ又はロに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないとい認められる場合は、この限りでない。</p>

項 目	林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 規 則
	<p data-bbox="411 1323 1305 1391">ニ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。</p> <p data-bbox="411 1675 1334 1778">ホ 開発に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p>

林地開発許可審査要領

～令和2年4月に一部改正していますので、別途、県HPで確認をお願いします。

項 目	林 地 開 発 許 可 審 査 要 領												
	<p>イ 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度以下のもの</p> <p>(2) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度を超え、同表の擁壁等を要する勾配の下限の欄に掲げる角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(1)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(1)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。</p> <table border="1" data-bbox="437 629 1350 925"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 629 858 701">土 質</th> <th data-bbox="858 629 1098 701">擁壁等を要しない 勾配の上限</th> <th data-bbox="1098 629 1350 701">擁壁等を要する 勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 701 858 775">軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td data-bbox="858 701 1098 775">60度</td> <td data-bbox="1098 701 1350 775">80度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 775 858 848">風 化 の 著 し い 岩</td> <td data-bbox="858 775 1098 848">40度</td> <td data-bbox="1098 775 1350 848">50度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 848 858 925">砂利、真砂土、硬質粘土、その他 これに類するもの</td> <td data-bbox="858 848 1098 925">35度</td> <td data-bbox="1098 848 1350 925">45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合</p> <p>3 規則第4条第2号ハに規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合に設置すべき擁壁の構造は、次のとおりとする。</p> <p>イ 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。</p> <p>ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合、安全率は1.5以上であること。</p> <p>ハ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合、安全率は1.5以上であること。</p> <p>ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p> <p>ホ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。</p> <p>4 規則第4条第2号ニに規定する法面保護の措置は、次のとおりとする。</p> <p>イ 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)を行い、工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。</p> <p>ロ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は前号によるものであること。</p> <p>5 規則第4条第2号ホに規定するえん堤等の設置は次によるものであること。</p> <p>イ 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域の1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定め、これを貯砂し得るものであること。</p> <p>ロ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算すること。</p> <p>ハ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。</p> <p>ニ えん堤等の構造は、治山技術基準(昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知)によるものであること。</p>	土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限	軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度	風 化 の 著 し い 岩	40度	50度	砂利、真砂土、硬質粘土、その他 これに類するもの	35度	45度
土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限											
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度											
風 化 の 著 し い 岩	40度	50度											
砂利、真砂土、硬質粘土、その他 これに類するもの	35度	45度											

項 目	林 地 開 発 許 可 審 査 要 領																												
	<p>6 規則第4条第2号へに規定する排水施設の能力は、次によるものであること。</p> <p>イ 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕を持って定められていること。この場合、計画流量は、次の(1)及び(2)により、流量は原則としてマンシング式により求められていること。</p> <p>(1) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。</p> $Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q: 雨水流出量(m³/sec) f: 流出係数 r: 設計雨量強度(mm/hr) A: 集水区域面積(ha)</p> <p>(2) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによることとする。</p> <p>a 流出係数は、次の表を参考にして定めること。</p> <table border="1" data-bbox="571 772 1182 958"> <thead> <tr> <th>地表状態</th> <th>浸透能 小</th> <th>浸透能 中</th> <th>浸透能 大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林地</td> <td>0.6～0.7</td> <td>0.5～0.6</td> <td>0.3～0.5</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>0.7～0.8</td> <td>0.6～0.7</td> <td>0.4～0.6</td> </tr> <tr> <td>耕地</td> <td>—</td> <td>0.7～0.8</td> <td>0.5～0.7</td> </tr> <tr> <td>裸地</td> <td>1.0</td> <td>0.9～1.0</td> <td>0.8～0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。</p> <p>c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた次の表を参考として用いられていること。</p> <table border="1" data-bbox="571 1081 1182 1267"> <thead> <tr> <th>流域面積</th> <th>単位時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50ヘクタール以下</td> <td>10 分</td> </tr> <tr> <td>100ヘクタール以下</td> <td>20 分</td> </tr> <tr> <td>500ヘクタール以下</td> <td>30 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 雨水のほか土砂の流入が見込まれる場合、又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響が大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じてイに定めるものより大きく定められていること。</p> <p>7 規則第4条第2号へに規定する排水施設の構造は、次によるものであること。</p> <p>イ 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。</p> <p>ロ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。</p> <p>ハ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水たたきの設置その他の措置が適切に講じられていること。</p> <p>ニ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。この場合、当該施設の管理者の同意を得ているものであること。</p>	地表状態	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大	林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5	草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6	耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7	裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9	流域面積	単位時間	50ヘクタール以下	10 分	100ヘクタール以下	20 分	500ヘクタール以下	30 分
地表状態	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大																										
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5																										
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6																										
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7																										
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9																										
流域面積	単位時間																												
50ヘクタール以下	10 分																												
100ヘクタール以下	20 分																												
500ヘクタール以下	30 分																												

項 目	林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 規 則
<p>三 法第10条の2第2項第1号の2の水害の防止機能に関する事項</p>	<p>ト 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p> <p>チ 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、当該災害を防止する施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p> <p>イ 開発行為をする森林の現に有する水害の防止機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p>
<p>四 法第10条の2第2項第2号の水源のかん養の機能に関する事項</p>	<p>イ 他に適地がないこと等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p> <p>ロ 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。</p>
<p>五 法第10条の2第2項第3号の環境の保全の機能に関する事項</p>	<p>イ 開発行為をしようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。</p> <p>ロ 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。</p> <p>ハ 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木材を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。</p>

林地開発許可審査要領

～令和2年4月に一部改正していますので、別途、県HPで確認をお願いします。

項 目	林 地 開 発 許 可 審 査 要 領
	<p>8 規則第4条第2号トに規定する洪水調整池等を設置する場合は、河川等の管理者と協議し、その指示に従うこと。なお、特に指示がない場合は、次によるものであること。</p> <p>イ 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること(開発行為の施工前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できるものであること。)。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。</p> <p>ロ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。</p> <p>ハ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。</p>
<p>水害の防止の機能に関する事項</p> <p>第6条</p>	<p>規則第4条第3号イに規定する洪水調整池等を設置する場合は、次によるものとする。</p> <p>1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであり、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、前条第8号イによるものであること。</p> <p>2 余水吐の能力は、前条第8号ロによるものであること。</p> <p>3 洪水調節の方式は、前条第8号ハによるものであること。</p>
<p>水源のかん養の機能に関する事項</p> <p>第7条</p>	<p>規則第4条第4号イに規定する「貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること」とは、水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであることをいう。</p>
<p>環境の保全の機能に関する事項</p> <p>第8条第1項</p>	<p>規則第4条第5号イに規定する「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであることをいう。この場合の残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合等は、次の表によるものとする。</p>

項 目	林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 規 則

林地開発許可審査要領

～令和2年4月に一部改正していますので、別途、県HPで確認をお願いします。

規則第4条第5号イによる緑化基準

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は、1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には、幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 切土量は、1ヘクタール当たり1,000立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は、原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は、原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 3 切土量、盛土量は、それぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。
宿泊施設・レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場・事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上とする(緑地を含む。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い、植栽する。

注 1 森林率とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 緑地とは、公園、緑地、広場、緑地帯、法面緑地その他これらに類するものをいう。

項 目	林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 規 則

林地開発許可審査要領

～令和2年4月に一部改正していますので、別途、県HPで確認をお願いします。

項 目	林 地 開 発 許 可 審 査 要 領								
第8条第2項	<p data-bbox="440 219 1372 360">造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、次の表に定める樹高ごとの植栽本数を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。なお、修景効果を併せて期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="440 383 1007 528"><thead><tr><th data-bbox="440 383 727 418">樹 高</th><th data-bbox="727 383 1007 418">植栽本数(1ヘクタール当たり)</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="440 418 727 454">1メー ト ル</td><td data-bbox="727 418 1007 454">2,000本</td></tr><tr><td data-bbox="440 454 727 490">2メー ト ル</td><td data-bbox="727 454 1007 490">1,500本</td></tr><tr><td data-bbox="440 490 727 528">3メー ト ル</td><td data-bbox="727 490 1007 528">1,000本</td></tr></tbody></table>	樹 高	植栽本数(1ヘクタール当たり)	1メー ト ル	2,000本	2メー ト ル	1,500本	3メー ト ル	1,000本
樹 高	植栽本数(1ヘクタール当たり)								
1メー ト ル	2,000本								
2メー ト ル	1,500本								
3メー ト ル	1,000本								

参 考

大分県林地開発許可審査要領第5条第8号の考え方

洪水調整池等設置の考え方

① 当該開発行為をする森林の下流において、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

② ①の地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨により想定される無調節のピーク量(Q'_{i30})が開発前のピーク流量(Q_{0i30})に対して1%以上増加する地点を選定する。
ただし、当該ピーク流量の増加率が1%未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないとの判断が示された場合はその地点も選定する。

③ ⑦にて算出する各地点ごとの当該洪水調節池からの放流量(q_{i30})が最小となる地点(j)を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する。
ただし、②で求めた各地点の中で、地点(j)に比べ流下能力が著しく小さい地点(k)が存在する場合(地点(j)において n_j 年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができ、地点(k)において n_k 年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができるときに、 $n_j > n_k$ である場合)又は当該河川等の管理者が必要であるとの判断が示された場合にはその地点(k)も当該地点として選定することとする。

④ なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることとする。

⑤ ②の地点が生じない場合には、森林法第10条の2第2項第1号の2による洪水調節池等の設置は不要である。

⑥ なお、ピーク流量の算定は当該地域において適合度の高い算式(適当な算式がない場合はラショナル式とする。)を用いることとする。

⑦ ②で選定した各地点の、それぞれ開発前の確率でのピーク流量(Q_{0i30})を超えることとならない洪水調節池等からの放流量(Q_{i30})を算定する。

なお、当該洪水調節池等からの放流量(Q_{i30})の算定には当該地域において適合度の高い算式を用いることとする。(例えば次式を適用する。)

$$q_{i30} = \frac{Q_{0i30} \times f_0}{A_i \times F_{0i}}$$

ここに A_i: 選定した各地点の集水面積
F_{0i}: 選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数
f₀: 洪水調節池等の開発前の流出係数

⑧ ③で選定した当該地点(j)の当該洪水調節池等から放流量(q_{j30})を30年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量(q_{pc30})として決定し、また、地点(j)における開発前のn_j(地点kを選定している場合にはn_k。以下同じ)年確率降雨で想定されるピーク流量(Q_{0nj})をもとに、当該洪水調節池等からの放流量(q_{jnj})を算定し、これをn(=n_j)年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量(q_{pcn})として決定する。

⑨ なお、n_j年確率降雨における当該洪水調節池等からの放流量(q_{jnj})の算定は③同様当該地域において適合度の高い算式を用いることとする。(例えば次式を適用)

$$q_{jnj} = Q_{0jnj} \times \frac{a \times f_0}{A_j \times F_{0j}}$$

ここに A_j: 地点jの集水面積(ha)
F_{0j}: 地点jの集水区域の開発前の流出係数
a: 洪水調節池等の集水区域の面積(ha)
f₀: 洪水調節池等の開発前の流出係数

⑩ 洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における30年及びn年のそれぞれの確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量(q₃₀及びq_n)を30年及びn年のそれぞれの確率降雨に対する洪水調節池等から許容放流量(q_{pc30}及びq_{pcn})に調節できる容量に決定する。

※ 洪水調節池の容量計算は、簡便法、厳密計算法、その他適切な方法で行うこと。

※ 土砂の流入が予想される場所では、造成完了後の値として

1. 5立方メートル/流入面積1ha/年程度を見込むこと。

◎ 河川管理者との調整

排水調節池の直接排水先が普通河川又は河川法準用河川であっても、下流部の「30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点」が河川法適用河川又は河川法準用河川である場合には、当該河川管理者と協議・調整すること。なお、河川管理者が国土交通大臣である場合は当該河川を管理する工事事務所と協議すること。

第 6 参 考 资 料

(参一イ)法面勾配

1. 切土の標準勾配

地山の土質及び地質		切土高	勾配(割)
硬岩			0.3~0.8
軟岩			0.5~1.2
砂			1.5~
砂質土	締まっているもの	5m以下	0.8~1.0
		5~10m	1.0~1.2
	ゆるいもの	5m以下	1.0~1.2
		5~10m	1.2~1.5
礫質土岩塊又は 玉石まじりの砂質土	締まっているもの又は 粒度分布のよいもの	10m以下	0.8~1.0
		10~15m	1.0~1.2
	締まっていないもの又は 粒度分布のわるいもの	10m以下	1.0~1.2
		10~15m	1.2~1.5
粘土・粘質土		10m以下	0.8~1.2
岩塊又は玉石まじりの 粘質土、粘土		5m以下	1.0~1.2
		5~10m	1.2~1.5

2. 盛土の標準勾配

盛土材料	盛土高	勾配(割)
粒度分布のよい砂	0~5m	1.5~1.8
粒度分布のよい礫質土	5~15m	1.8~2.0
粒度分布の悪い砂	0~10m	1.8~2.0
岩塊、玉石	0~10m	1.5~1.8
	10~20m	1.8~2.0
砂質土	0~5m	1.5~1.8
かたい粘質土、かたい粘土	0~10m	1.8~2.0
やわらかい粘質土、やわらかい粘土	0~5m	1.8~2.0

(参一口)設計雨量強度表

地区	市 町 村	確 率	50ha以下	100ha以下	500ha以下
高田	豊後高田市、真玉町、香々地町、大田村	10年	112.6	87.0	73.1
		30	135.8	105.5	88.9
		100	161.3	125.7	106.0
国東	国見町、姫島村、国東町、武蔵町 安岐町(天村川流域除く)	10	112.6	87.0	73.1
		30	135.8	105.5	88.9
		100	161.3	125.7	106.0
	※安岐町(天村川流域)	10	106.1	83.7	71.5
		30	131.0	100.9	85.8
		100	155.5	120.5	102.7
日出	※別府市(大分川流域)	10	117.9	93.0	79.4
		30	145.6	112.1	95.3
		100	172.8	133.9	114.1
	※別府市(大分川流域を除く)、杵築市、日出町 ※山香町(八坂川流域)	10	106.1	83.7	71.5
		30	131.0	100.9	85.8
		100	155.5	120.5	102.7
	※山香町(向野川流域)	10	112.6	87.0	73.1
		30	135.8	105.5	88.9
		100	161.3	125.7	106.0
大分	大分市、狭間町、庄内町(小狭間川流域)	10	117.9	93.0	79.4
		30	145.6	112.1	95.3
		100	172.8	133.9	114.1
	野津原町 ※庄内町(小狭間川流域除く)	10	118.6	91.4	77.1
		30	150.4	114.8	96.4
		100	185.6	140.5	117.4
	湯布院町	10	141.1	110.9	95.3
		30	159.6	128.2	111.2
		100	184.3	143.8	124.4
臼杵	臼杵市 ※津久見市(井崎川流域除く)	10	143.7	107.2	91.0
		30	191.9	141.9	119.9
		100	248.7	182.1	153.4
	※津久見市(井崎川流域)	10	129.2	106.7	93.5
		30	154.3	126.2	110.8
		100	177.7	147.6	130.6
	佐賀関町	10	117.9	93.0	79.4
		30	145.6	112.1	95.3
		100	172.8	133.9	114.1
佐伯	佐伯市、南海部郡全域	10	129.2	106.7	93.5
		30	154.3	126.2	110.8
		100	177.7	147.6	130.6
三重	※野津町(臼杵川流域)	10	143.7	107.2	91.0
		30	191.9	141.9	119.9
		100	248.7	182.1	153.4
	※三重町(大野川百枝地区下流、三重町広瀬地区下流) ※野津町(野津川流域) ※大野町(茜川流域)、千歳村、犬飼町	10	117.9	93.0	79.4
		30	145.6	112.1	95.3
		100	172.8	133.9	114.1
	※三重町(三重川広瀬地区上流、中津無礼川内平地区下流、 大野川百枝地区上流)、清川村 ※緒方町(奥岳川栗生地区上流域除く)、朝地町、大野町(平井川流域)	10	118.6	91.4	77.1
		30	150.4	114.8	96.4
		100	185.6	140.5	117.4
	※三重町(中津無礼川内平地区上流) ※緒方町(奥岳川栗生地区上流)	10	142.3	109.7	92.5
		30	180.5	137.8	115.7
		100	222.7	168.6	140.9

(参一口)設計雨量強度表

地区	市 町 村	確 率	50ha以下	100ha以下	500ha以下
竹	※竹田市(緒方川長小野地区上流)	10	142.3	109.7	92.5
		30	180.5	137.8	115.7
		100	222.7	168.6	140.9
	※竹田市(緒方川長小野地区下流)、荻町 ※久住町(大野川流域)、直入町	10	118.6	91.4	77.1
		30	150.4	114.8	96.4
		100	185.6	140.5	117.4
田	※久住町(玖珠川流域)	10	117.6	92.4	79.4
		30	133.0	106.8	92.7
		100	153.6	119.8	103.7
玖	※玖珠町(山国川流域)	10	129.2	97.2	80.5
		30	153.5	112.5	92.5
		100	177.2	129.5	106.4
	※玖珠町(春田川流域)	10	142.1	106.9	88.6
		30	168.9	123.8	101.8
		100	194.9	142.5	117.0
	※玖珠川(日出生川石飛地区下流)	10	106.1	83.7	71.5
		30	131.0	100.9	85.8
		100	155.5	120.5	102.7
	※玖珠町(日出生川石飛地区上流)(玖珠川、山浦川合流点上流) ※九重町(花合野川流域除く)	10	117.6	92.4	79.4
		30	133.0	106.8	92.7
		100	153.6	119.8	103.7
※九重町(花合野川流域)	10	141.1	110.9	95.3	
	30	159.6	128.2	111.2	
	100	184.3	143.8	124.4	
日	※日田市(茸木川流域)	10	142.1	106.9	88.6
		30	168.9	123.8	101.8
		100	194.9	142.5	117.0
	※日田市(茸木川流域除く)、大山町	10	129.2	97.2	80.5
		30	153.5	112.5	92.5
		100	177.2	129.5	106.4
	前津江村、中津江村、上津江村	10	168.0	126.4	104.7
		30	199.6	146.3	120.3
		100	230.4	168.4	138.3
	※天瀬町(玖珠川、山浦川合流点下流)	10	129.2	97.2	80.5
		30	153.5	112.5	92.5
		100	177.2	129.5	106.4
※天瀬町(上記以外)	10	117.6	92.4	79.4	
	30	133.0	106.8	92.7	
	100	153.6	119.8	103.7	
中	中津市、三光村	10	112.6	87.0	73.1
		30	135.8	105.5	88.9
		100	161.3	125.7	106.0
	本耶馬溪町	10	135.1	104.4	87.7
		30	163.0	126.6	106.7
		100	193.6	150.8	127.2
	耶馬溪町	10	129.2	97.2	80.5
		30	153.5	112.5	92.5
		100	177.2	129.5	106.4
山国町	10	142.1	106.9	88.6	
	30	168.9	123.8	101.8	
	100	194.9	142.5	117.0	
宇	宇佐市	10	112.6	87.0	73.1
		30	135.8	105.5	88.9
		100	161.3	125.7	106.0
佐	院内町、安心院町	10	106.1	83.7	71.5
		30	131.0	100.9	85.8
		100	155.5	120.5	102.7

(注) ※の市町村については、一部地域で雨量強度に相違があるので、各振興局と相談すること。